

給水装置工事施工指針

菰野町

目次

第1章	総則	
1.	目的	1
2.	用語の定義	1
第2章	設計	
1.	事前の協議	1
2.	構造について	1
3.	メーター設置基準	2
4.	分岐方法について	6
5.	水道管の布設について	7
6.	使用材料	8
第3章	工事施行	
1.	断水及び通水	10
2.	掘削工	10
3.	埋戻し工	10
4.	舗装復旧方法	10
5.	鋼管の布設	11
6.	硬質塩化ビニル管の布設	11
7.	ポリエチレン管の布設（E F受け口型継手の融着接合）	11
8.	弁類の据付	12
9.	メーター回り	13
10.	耐圧試験	14
第4章	給水図面の記入方法	
1.	用紙	15
2.	製図記号	15
3.	記載事項	15
4.	作成例	16
第5章	給水申込みの事務取扱い	
1.	給水装置工事請書	18
2.	設計の変更	19
3.	申請の取り消し	19
4.	給水装置の廃止・移設・変更	19
5.	道路占用許可申請書	20
6.	道路使用許可申請書	20
7.	完成及び提出書類	20

8.	工事後の水道の開栓（メーターの取り付け）	2 1
9.	給水工事申込の流れ	2 2

第1章 総則

1. 目的

この指針は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の他、必要な事項を定め、もって給水装置工事（以下「工事」という。）の適正な施行を確保することを目的とする。

2. 用語の定義

この指針において用いられる用語の定義は次のとおりである。

- [1] 新設工事 新たに給水装置を設置する工事。
- [2] 増設工事 メーター二次側配管を変更する工事。
- [3] 改造工事 給水管の口径・管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。
- [4] 撤去工事 給水装置を配水管、または他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

第2章 設計

1. 事前の協議

- [1] 工事を行う場合は、事前に菰野町（以下「町」という。）と協議をすること。
- [2] 公道にて工事を行う場合は、事前に舗装復旧方法等を道路管理者（町道および赤道：都市整備課、国県道：四日市建設事務所）と協議をすること。
- [3] 工事施工のために第三者に損害を与えた場合は施工者が一切の責任を負うこと。
- [4] 新設、改造工事等によって、既設配水管の給水能力が不足すると町が判断した場合、工事申請者の費用負担によって給水能力を確保するための配水管増径工事等を行うこと。

2. 構造について

- [1] 配水管への取付口における給水管の口径は、原則として配水管の口径より小さく、メーター口径と同じとすること。また、その口径は当該給水装置による水の使用量に比べて、著しく過大でないこと。
- [2] 短時間で多量の水が必要になる場合、または3階以上の建築物（3階相当以上含む）に給水する場合は受水槽を設置すること。

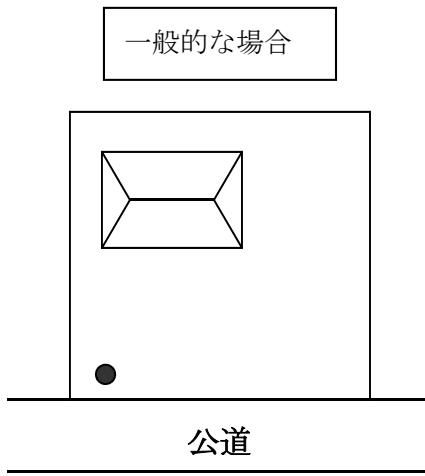
- [3] 受水槽等への給水口は落とし込みとし、落とし口と満水面との間隔は管の口径以上（但し、最小 50mm）とする。また、その他必要に応じて逆流防止装置あるいは、オーバフロー管等を設置すること。
- [4] 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接連結されていないこと。（例．ブースターポンプ等）
- [5] クロスコネクションがなされていないこと。
- [6] 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- [7] 逆流を防止するためチャッキ弁をメーター下流側に直結するよう設置すること。
- [8] 新設工事のメーター以降の配管は、水栓柱等の給水用具を設けることとし、キャップ止めやバルブを末端とすることはできない。
（既設管へ接続する場合や、増設工事も施工する場合はこの限りではない。）

3. メーター設置基準

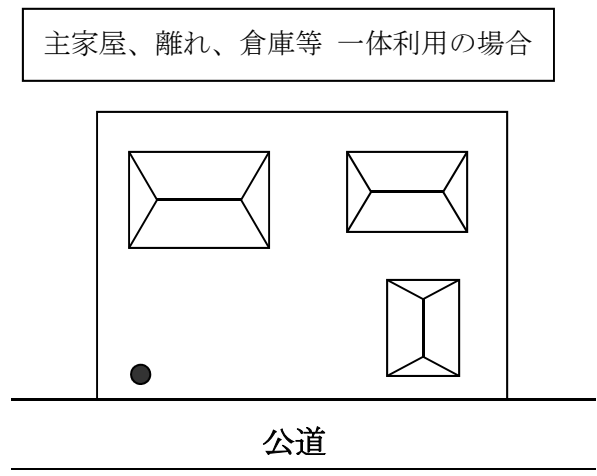
- [1] メーターの設置は1つの敷地に1個とする（設置例1、2）。ただし、1つの敷地に複数棟があり、それぞれが独立した生計を立てている場合は、各々のメーターを設置することができる（設置例3）。
- [2] 集合住宅の給水を行う場合は、1個メーターとし（設置例4）、直結直圧給水または受水槽に受けてから加圧し給水すること。また、一つの宅地に複数の集合住宅があり、所有者又は管理者が同一である場合は一棟としてみなすものとする（設置例5）。
- [3] メーター設置位置は、建築物の外であって当該建築物の敷地内であること。
- [4] 道路境界になるべく近い場所であって、最長の場合でも道路境界から4メートル以内であること。
- [5] 検針及び取り替え作業を容易に行うことができる場所であること。
（例．カーポート等の車両の下になる場所は避ける等）
- [6] 衛生的であり、かつ、損傷するおそれがない場所であること。

- [7] 水平に設置できる場所であること。
- [8] メーター2次側配管（宅内配管）については、公道部に布設することはできない。
- [9] 自己都合により、メーターの位置変更等を行う場合は施工前に菰野町指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事申請書を提出し、承認を得ること。

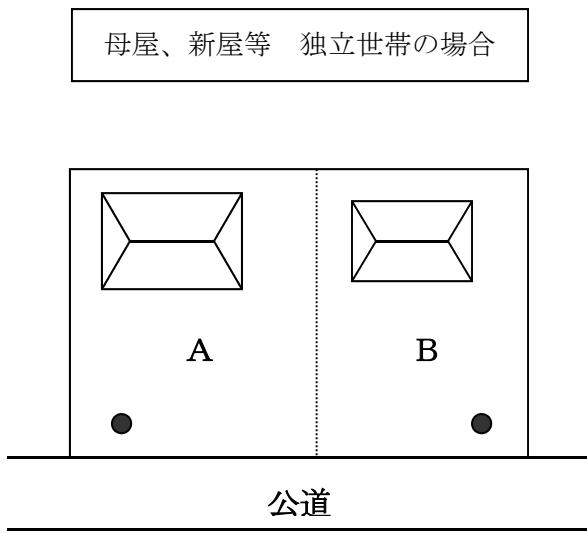
(設置例 1 ~ 3) 個人住宅



設置例 1

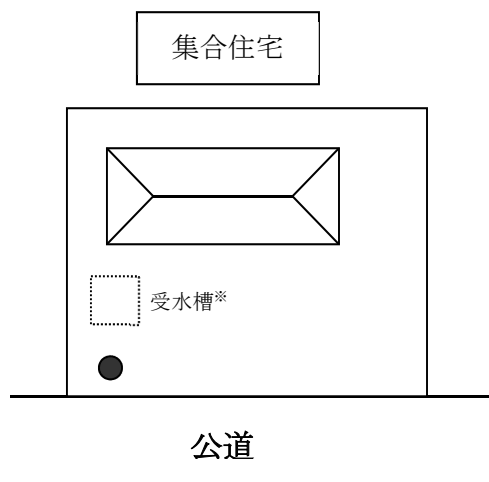


設置例 2

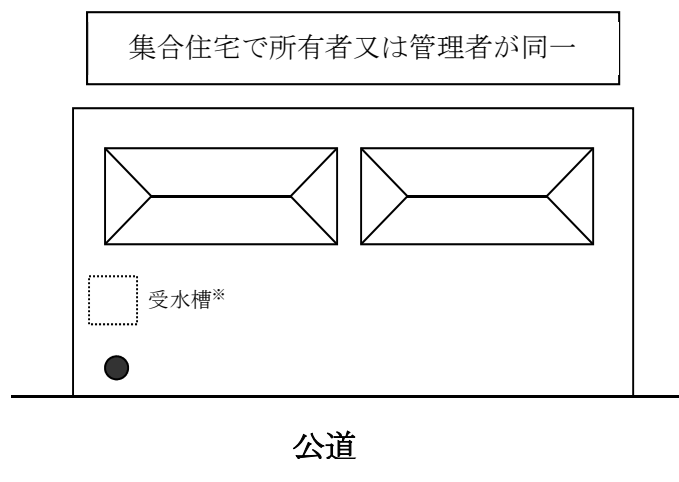


設置例 3

(設置例 4～5) 集合住宅



設置例 4



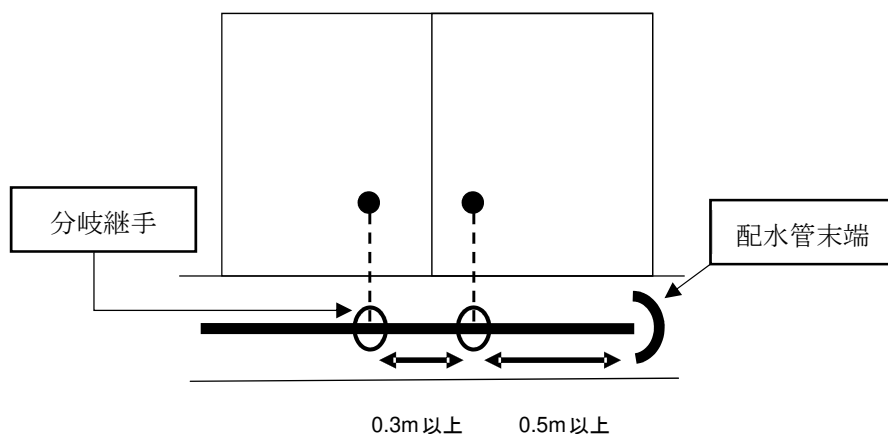
設置例 5

※ 3階建（相当）以上の場合は受水槽に受けてから加圧し給水すること。

4. 分岐方法について

- [1] 給水管への分岐は配水管からのみとすること。給水管からの分岐（支管分岐）は認めない。
- [2] 分岐方法は、サドル分水栓等を使用すること。ただし、配水管から $\phi 50\text{mm}$ 以上の分岐を行う場合、不断水分岐用割丁字管を使用し、分岐箇所近くで交通の障害にならない箇所にソフトシール仕切弁を設置すること。
- [3] 取り出す給水管は、原則として配水管と直角となるよう施工すること。
- [4] 配水管への分岐継手の取付位置は他分岐継手から 0.3m 以上離すこと。又、配水管受口端面又は、末端から 0.5m 以上とすること（図1）。
- [5] ダクティル鑄鉄管からの分岐穿孔の際には防食コア（密着コア）を挿入すること。

（図1）継手類間の離隔例



5. 水道管の布設について

- [1] 給水管及び配水管については、原則として公道へ布設すること。ただし、開発等に伴い新設される道路で、町に寄付予定のものについては配水管を布設することができる。
- [2] 新しく給水管及び配水管を地中に埋設する場合、一般に障害物があるなど技術上やむを得ない場合を除き、埋設深度は下表に示す所定の深さに埋設しなければならない（図2）。

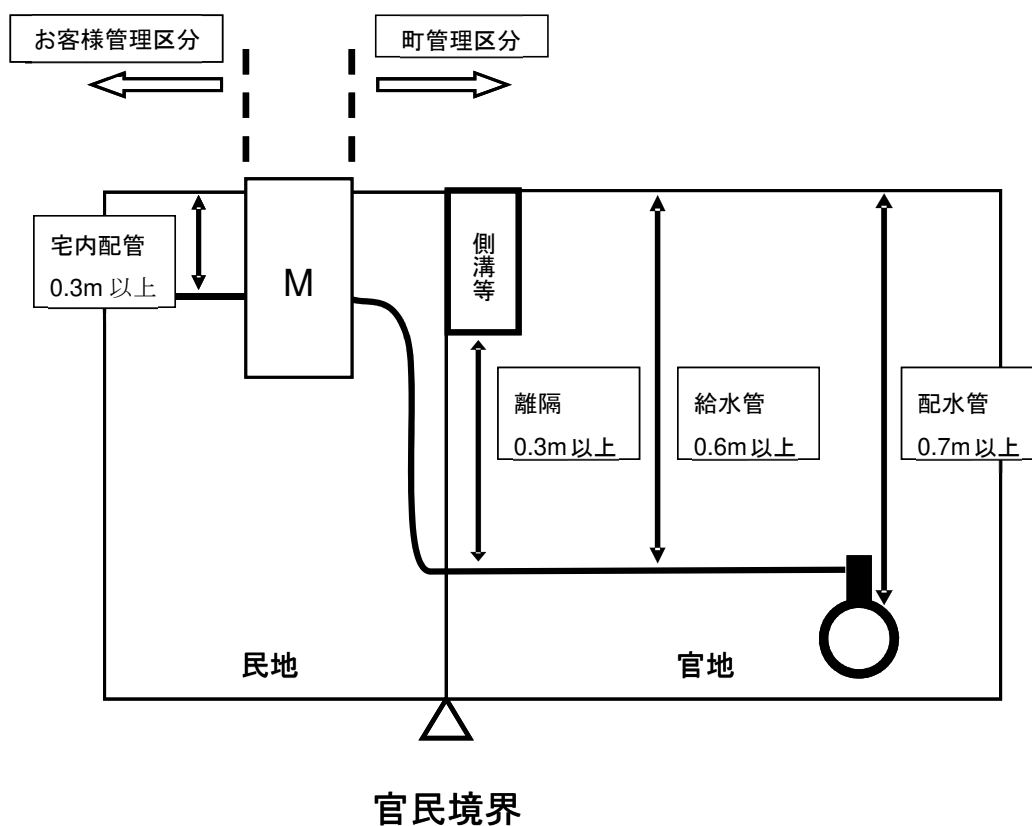
配水管	道路部	0.7m以上
給水管	道路部	0.6m以上
	宅地内	0.3m以上

- [3] 他の構造物と交差、隣接する場合は保守管理のため、原則として0.3m以上の離隔を確保すること（図2）。離隔の確保が施工上困難な場合は、事前に町と協議し、施工方法を確定させること。
- [4] 新しく布設された配水管がφ40mm以下であれば分岐部にバルブ、φ50mm以上の配水管及び給水管であれば分岐部にソフトシール仕切弁をそれぞれ設置すること。その他、町と協議の結果、必要と判断された場合は適宜設置すること。
- [5] 新しく布設された配水管の末端部にはドレンを設置すること。また、町が必要とする場合は適宜設置すること。ドレンの吐水口は側溝蓋をグレーチングにする等、吐水口が視認しやすい構造とすること。なお、口径は以下の表を基準とするが、町と協議の結果、他の口径が必要となれば指示に従うこと。

配水管口径	ドレン口径
φ40～φ50mm	φ25mm
φ75～φ100mm	φ40mm
φ150～φ200mm	φ50mm
φ250mm以上	φ75mm

- [6] 開発等により新規消火栓を設置する必要がある場合、申請者の費用負担によって設置すること。設置位置等に関しては消防署の指示に従い、使用材料や管径については町と協議を行うこと。

(図2) 給水装置設置例



6. 使用材料

- [1] 使用材料は、すべて日本工業規格（JIS）、日本水道協会（JWWA）またはこれに準ずる規格に適合するものでなければならない。
- [2] 給水管口径 $\phi 20\text{mm}$ 、 25mm 及び $\phi 40\text{mm}$ の場合、配水管からの分岐部よりメーター止水栓までは、ポリエチレン二層管を使用すること。また、給水管口径が $\phi 50\text{mm}$ 以上の場合は、適宜、町の指示に従うこと。
- [3] メーター筐は個人所有物であり、給水管口径 $\phi 20\text{mm}$ 及び $\phi 25\text{mm}$ の場合は、原則として町章入り強化プラスチック製または鋳鉄製を使用すること。なお、車両等の重量物が頻繁に通過すると考えられるところには強度を踏まえ、鋳鉄製を用いることが望ましい。また、 $\phi 40\text{mm}$ ～ $\phi 75\text{mm}$ の場合、鋳鉄蓋付鋼板製を使用すること。

- [4] メーター止水栓は副弁付伸縮直結止水栓を使用し、メーターの上流側に設置すること。
- [5] 新しく配水管を布設する場合、原則としてφ40mmではポリエチレン二層管または水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管を使用し、φ50以上φ150mm以下では水道配水用ポリエチレン管を使用すること。また、それ以上の口径や添架部等については、町と協議の上、決定すること。
- [6] 配水管に水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管を使用する場合、曲管部、切管には離脱防止を設置すること。
- [7] 水道配水用ポリエチレン管の穿孔時には専用コアドリルを使用すること。
- [8] バルブの前後には0.5m以上の鋼管を使用すること。
- [9] ドレン立上り部及び吐水口には鋼管を使用すること。
- [10] 鋼管を使用する場合は、水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管または水道用内外面ポリエチレン粉体ライニング鋼管とし、継手部や外面の非ライニング部には防食テープを巻くこと。
- [11] 給水管及び配水管に設置する仕切弁及びバルブの筐については菰野町型仕切弁筐を使用し、管径、方向を明示するキャップをつけること。
- [12] 配水管および給水管を布設したときには、埋設深度0.3mに管明示シートを布設すること。また、φ40mm以上の配水管には布設年度及び水道管であることを示した、管表示テープを貼り付けること。

第3章 工事施行

1. 断水及び通水

- [1] 不断水分岐用割丁字管による分岐で捨てバルブから仕切弁までの通水は、水道管の濁りや空気の混入が生じないように注意すること。必要に応じて町職員が行うものとする。
- [2] 新しく布設されたφ40mm以上の配水管の通水及び洗管は、町職員で行うため操作しないこと。なお、洗管開始から一定時間経過後に水圧試験を行うため日程に余裕をもって連絡すること。
- [3] 断水を必要とする工事は、事前に町と協議し、住民及び各事業所等の給水件数を調査し、事前に文書等にて通知すること。なお、断水・通水時の仕切弁及び消火栓等の開閉操作については、町と協議の上、操作すること。

2. 掘削工

- [1] 事前に下水道、ガス、電気、電話等の埋設物の調査を行い、埋設物近くを掘削する場合は、必要により管理者の立会いを求めること。
- [2] 掘削にあたっては、工事場所の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、工事現場の安全を確保すること。

3. 埋戻し工

- [1] 防護砂は、管底、管上それぞれ10cmまでを、管に直接衝撃を与えないように注意しながら投入し、締固めること。
- [2] 埋戻しは原則としてRC-40入替とし、厚さ20cmを超えない層ごとに十分締め固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。

4. 舗装復旧方法

舗装復旧にあたっては、通行に支障がないよう早急に復旧し、通行車両（二輪車含む）、歩行者等に障害が生じないように維持管理すること。また、竣工書類に、復旧後の写真を添付すること。

5. 鋼管の布設

- [1] ねじ山に付着した切削油や切粉、ゴミ又は異物を充分取り除いたのち、管の切断面とねじ部および継手のねじ部に刷毛で防食剤を均一に塗布すること。
- [2] 接合する時にシール材（液状ガスケット、シール用テープ）を用いて、接合部にねじ込むこと。締め付けはチェントルクまたはパイプレンチ等で行うこと。
- [3] ねじ込みの際に管や継手の外面に生じた傷は、防食剤や塗料等を塗布して補修すること。また、必要に応じて腐食防止の効果を高める工法を協議すること。
- [4] 他管種との接続については町の指示に従うこと。
- [5] フランジ接合面は、錆、塗装、その他の異物をワイヤーブラシ等でよく取り除き、ボルトを片締めにならないように全周を通じて均等に締め付けること。
- [6] 接合箇所にはコールタールを塗布すること。

6. 硬質塩化ビニル管の布設

- [1] ゴム輪のリング溝部、受口部また挿口部にゴミや砂等の異物が付着した状態で接合すると漏水の原因となるので、必ず清浄して異物を除去したのち接合すること。
- [2] 挿口部（管端の標準位置まで）に深い傷がある場合は切断し、端面の面取りを行い、標線を記して接合すること。
- [3] 滑剤は専用の滑剤を使用し、油、グリース、石鹼水等は使用しないこと。
- [4] 接合の際は、受口部、挿口部双方の管軸を合わせて挿入すること。
- [5] 接合の際、カケヤ等で叩き込むとゴム輪がリング溝部から外れ、漏水の原因となる恐れがあるため、叩き込み接合は行わないこと。
- [6] 泥水中での接合は行わないこと。

7. ポリエチレン管の布設（E F 受け口型継手の融着接合）

- [1] 管の切断
管に傷、汚れ等がないか点検し、管に付着している土や汚れをペーパータオル（JK ワイパーまたはキムワイプ）で清掃すること。有害な傷がある場合はその箇所を切断、除去すること。管軸に直角に切断標線を記入し、標線にそってパイプカッターまたは丸のこ等で、切断面の食い違いがないように注意して正確に切断すること。なお、斜め切は 5mm 以内とする。
- [2] 融着継手
 - ① 管挿し口部の外表面の土や汚れをペーパータオルで落とすこと。
 - ② 管挿し口からスクレープに必要な長さを測り、管軸にマジックインク等で標線を記入する。

- ③ 標線から管端までをマジックインク等で一周にかけ「なみ線」を描き、以降行うスクレーパーでの表面切削の際十分削れたかの「めやす」とする。
- ④ 管挿し口部を専用の回転式スクレーパーもしくは専用のハンドスクレーパーで、標線の手前まで管外表面を一度剥く程度削る。このとき削りすぎには十分注意する。
- ⑤ 管に有害な傷がないことを確認する。傷がある場合は管を切断除去し、再度融着面を切削する。次に、E F受け口内面及び挿し口切削融着面をアセトン等を染込ませたペーパータオル（JKワイパーまたはキムワイブ）で清掃する。（融着面の油脂等が完全に拭き取られていることを確認すること。）

[3] クランプ固定

- ① 管挿し口から必要な長さを測り、管軸に直角にマジックインクなどで標線を記入する。
- ② 融着面の切削、アセトン清掃済の管挿し口をE F受け口に必ず標線まで挿入すること。
- ③ 管の接続部が斜めにならないようにクランプを装着する。このときクランプを十分締めること。

[4] 融着

- ① 融着にあたっては、地下水の流出の多いところでは排水を十分に行うこと。雨天時は原則として融着作業を行わない。
- ② 異なる品種のポリエチレン材料を融着する場合は、製造者に融着適合性を確認すること。
- ③ コントローラの電源を入れ、融着前点検を行う。点検については製造者の示す点検表による。
- ④ 融着終了後、出力ケーブルのコネクターを取り外し、インジケーターが出ていることを確認する。尚、インジケーターが出ていない場合は、継手部を切り取ってやり直すこと。

[5] 冷却

製造者より示された標準冷却時間までクランプを装着したまま放置冷却し、その間管を動かす等、無理な力をかけてはならない。（水等をかけて冷却してはならない。）冷却終了後、クランプを取り外す。

8. 弁類の据付

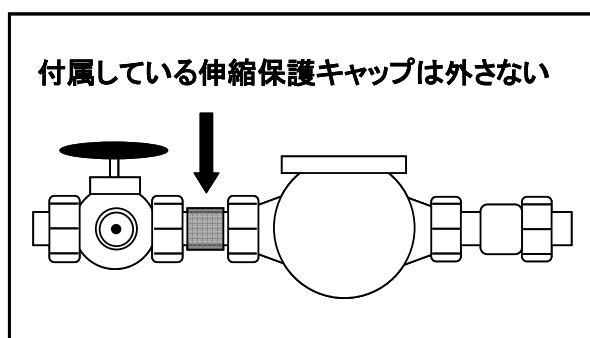
- [1] 仕切弁、消火栓は、据付前にあらかじめグランドパッキンおよびボルト締め程度の漏水確認を行ない、充分点検して完全に機能が発揮できるか否かを検査し、不備なものを据え付けてはならない。また、必要な場合は分解して点検するものとする。

- [2] 仕切弁、空気弁、消火栓、泥吐弁等の据付位置は、設計図また施工標準図に従い、細部については町の指示によるものとする。
- [3] 据付は前後の配管または側管の取付けに注意し、垂直または水平に据え付けること。
- [4] 鉄蓋類は構造物に堅固に取付け、路面に対して不陸の無いようにすること。
- [5] 弁筐の据付は、沈下、傾斜、および開閉軸の偏心を生じないように入念に行うこと。
- [6] コンクリートブロック室の据付は設計図に従い、水平かつ垂直に据え付けること。
- [7] 弁室等の基礎は不等沈下を防ぐため所定の厚さで均一に砂利を敷き、十分に突き固めたうえでブロックを据え付ける。

9. メーター周り

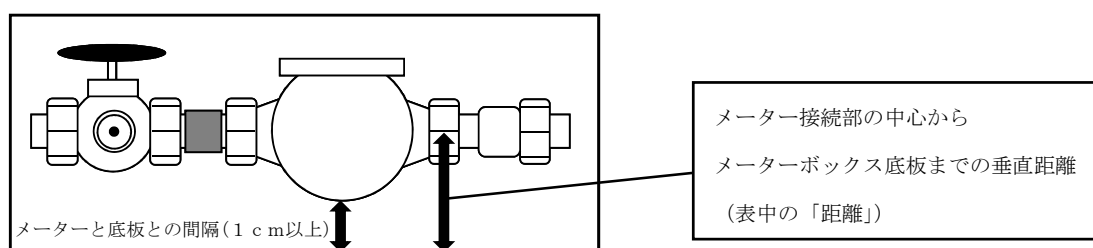
- [1] 水道メーターはφ40mm以下ではネジ式、φ50mm以上ではフランジ式メーターを使用するため、それぞれに適合した配管を行うこと。
- [2] メーター設置部にはプラスチック製またはビニル製の穴開きダミー管を使用し、メーターの面間寸法及びパッキンの挿入寸法（最低6mm）を確保すること（下表参照）。このとき、副弁付伸縮直結止水栓については、**伸縮管機能を確保するため、伸縮管に余裕を持たせた状態**でダミー管を取り付けること。

口径[mm]	20	25	40	50	75	100
距離[mm]	196	231	251	566	636	756
備考	距離が確保出来ない場合は施工業者の責任で手直しすること。					

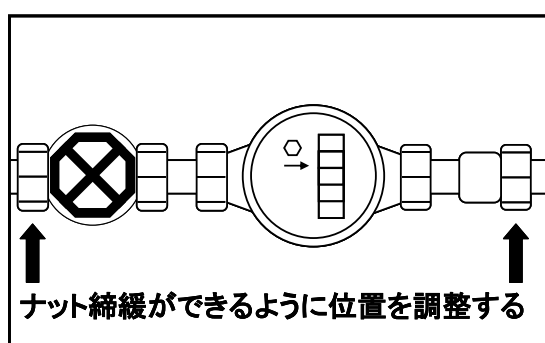


- [3] メーター最底部とメーターボックス底板との間隔を最低 1 c m以上確保すること（下表を参考）。

口径[mm]	20	25	40	50	75	100
距離[mm]	45	45	55	103	116	130
備考	表中の「距離」はメーター接続部の中心からメーターボックス底板までの垂直距離を表す。 距離が確保出来ない場合は施工業者の責任で手直しすること。					



- [4] 工事終了後は速やかに止水栓の副弁を閉めること。
- [5] メーターボックス内において、メーター止水栓及びチャッキ弁の交換作業が行える程度に収まるよう下図の様に位置を調整すること。



10. 耐圧試験

- [1] $\phi 40\text{mm}$ 以上の配水管布設後は、町職員立会いの上、水圧試験を行うこと。試験水圧は 0.75MPa で 5 分間保持し、 0.65MPa 以下としないこと。もし、 0.65MPa 以下となった場合は、原因を調査、改善し、原則として再び水圧試験を行うこと。
- [2] 宅内工事後は、水圧試験を行うこと。試験水圧は 1.75MPa で 1 分間保持すること。改築時等で既設管がある場合は、増設した宅内配管のみで水圧試験を行うようにすること。

第4章 給水図面の記入方法

給水装置工事申請の図面は、次の通り作成する。(作成例)

1. 用紙

町指定の図面用紙3枚。3枚目の配管系統図及び配管平面図は竣工後に記入する。

用紙は町ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

2. 製図記号

[1] 図面は給水装置表示記号を用いて平面図及び立面図で表す。

[2] 製図記号によって使用材料が明らかにできないときは、その名称を記入する。

[3] 配管系統図に給水管の口径、管種記号を記入する。

3. 記載事項

[1] 住所・申請者名・給水装置設置場所を記入する。住所は申込者の現住所とする。

[2] 工種・用途の該当するものを囲む。

[3] 配管平面図は、以下のことに注意し記入すること。

縮尺は1/50～1/1,000の範囲で適宜記入する
敷地・建物の輪郭と水栓の位置・配管がわかるように記入する
方位を記入(原則として北が上)する
新設管は赤、既設管は黒となるように記入する
3枚目は竣工後に記入する

[4] 付近見取図は、以下のことに注意し記入すること。

縮尺は1/1,500～1/3,000程度の範囲で作成する
住宅地図等を利用し申請地は赤色で記入する
方位を記入(原則として北が上)する

[5] 道路の幅員(側溝は幅員に含む)、配水管の位置、埋設深度、管種、口径を配管系統図右上の欄に必ず記入すること。

[6] 配管系統図は、以下のことに注意し記入すること。

使用材料、布設延長等を記入する
配水管の管種、口径、埋設位置を記入する
道路境界からメーターまでの距離を記入する
新設管は赤、既設管は黒で記入する
既設管からの取出し方向はおおむね 45° で記入する
3 枚目は竣工後に記入する

[7] 道路の幅員、給水管及び配水管の布設延長等はメートルで表示、管の口径はミリメートルとする。

[8] 指定給水装置工事事業者及び主任技術者名を欄内に記入し、押印すること。

[9] その他必要とする事項

4. 作成例

次ページ

現住所 給水装置設置 設置場所 設置平面図	申請者氏名 住江島取田	課長補佐 水栓(お客様)番号	係長 メーター番号	審査係 審査番号	検査係 検査番号	精算受付 精算番号	工費 工費	新増改修 新増改修	精算受付印	精算受付印							
<p>※縮尺は1/50~1/1,000程度の範囲で記入すること。 ※敷地・建物の輪郭と水栓の位置・配管がわかるように記入すること。 ※方位を記入(原則として北が上)すること。 ※増設の場合1~2階まで配管がわかるよう記入すること。 ※3枚目は精算図面提出時に記入すること。</p>		<p>※縮尺は1/1,500~1/3,000程度の範囲で記入すること。 ※住宅地図等を利用して申請地は赤色で記入し3枚とも枠内に添付すること。 ※方位を記入(原則として北が上)すること。</p>		<p>設計年 月 日 竣工年 月 日</p>		<p>用途 一般用 一時用</p>		<p>メーター口径 m/m</p>		精算受付印							
<p>※使用材料、布設延長等を記入すること。 ※配水管の管種、口径、配水管理設置位置を記入すること。 ※道路境界からメーターまでの距離を記入すること。 ※新設配管は赤、既設配管は黒で記入すること。 ※既設配管からの取り出し方向はおおむね45°で記入すること。 ※3枚目は精算図面提出時に記入すること。</p>		<p>品名 メーター P.P. P.P. P.P. P.P. メーター メーター メーター メーター</p>		<p>設計数量 3 3 3 3</p>		<p>精算数量 3 3 3 3</p>		<p>品名 分水器 水道布設 宅地布設 舗装取壊し リカッター 重機輸送費 交通管理費</p>		<p>設計数量 3 3 3 3 3 3 3 3</p>		<p>精算数量 3 3 3 3 3 3 3 3</p>		<p>設計時に3枚記入すること</p>		<p>精算時に3枚記入すること</p>	
<p>配管系統図</p>		<p>新設工事では必ず記入してください</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>		<p>項目 区分 金額計(消費税含む) 金額計(消費税含む)</p>			

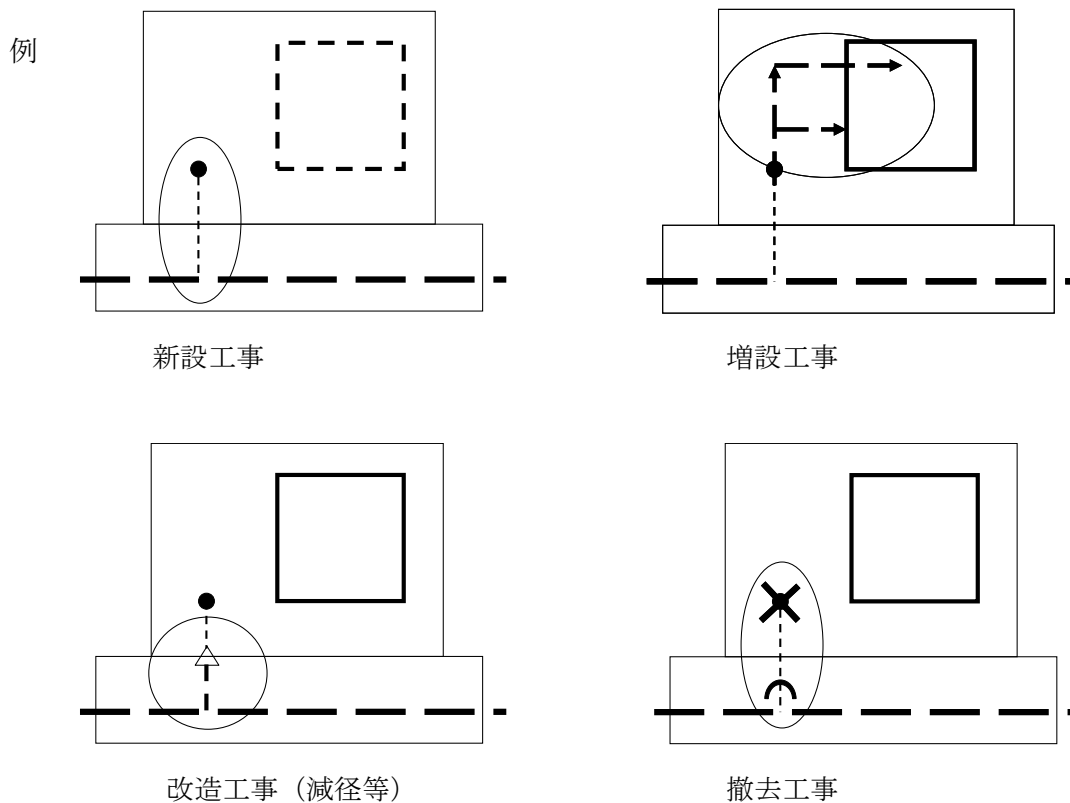
第5章 給水申込みの事務取扱い

1. 給水装置工事申請書

[1] 工事種別

(新設・増設・改造・撤去)の該当するものを囲む。

工事種別が不明なものは町に問合せすること。



[2] 申込者 (給水装置所有者)

給水申込者の現住所、電話番号、氏名 (ふりがな) を記入し、捺印をする。

[3] 給水装置場所

給水装置を設置する場所の所在番地を記入する。

[4] 申込者代理人

給水装置工事の申請及び工事施工を行う指定給水装置工事事業者の住所・氏名を記入し、捺印をする。

[5] 利害関係人の同意

利害関係人が存在する場合は該当箇所に住所・氏名を記入し、捺印をする。

[6] 承諾書

給水装置工事完成後、公道部に布設された水道施設等（管及び管等）は、維持管理を町が行うため、申込者が寄付することを承諾した上、署名・捺印すること。

2. 設計の変更

当初の設計を変更する場合は、再度図面を提出すること。軽微な場合は、精算時に変更して記入すること。

3. 申請の取り消し

水装置工事申請後、取り消しを行う場合は、別紙(1)の『給水装置工事申込取消届』に必要事項を記入し提出すること。

4. 給水装置の廃止・移設・変更

[1] 廃止の場合

給水装置を廃止するときは、別紙(2)の「給水装置廃止・変更届」を提出すること。なお、所有者がその給水装置を廃止した後、同一箇所、または同一給水区域内のその他の箇所において再び給水装置の工事をしようとするときは、給水加入金は徴収しない。ただし、廃止以前の給水装置より増径となる場合は、その増径分の差額を徴収する。また、給水加入金を徴収しない場合は、撤去工事完了後3年以内に再び使用する場合に限るものとし、別紙(3)の「覚書」を提出すること。別紙(4)に記入例を示す。撤去工事はサドルキャップ取付工とし、それ以外の施工は認めない。給水管の分岐がサドル分水栓から行われていない場合は町へ施工方法を相談すること。

[2] 移設の場合

給水装置を同一給水区域内のその他の箇所に移設する場合は、上記の廃止手続きを行った後、新設工事の申請を行うこと。なお、同一敷地内で移設を行う場合は改造工事の申請のみでよい。

[3] 変更の場合

給水口径を変更するときは、別紙(2)の「給水装置廃止・変更届」を提出すること。

(1) 増径

増径となる改造工事のときは、その増径分の給水加入金の差額を徴収する。

(2) 減径

減径となる改造工事のときは、その減径分の加入金の差額は還付しない。改造工事後、何らかの事情により改造後の口径から増径する場合は新たに給水加入金の差額を徴収するため別紙(5)の誓約書を合わせて提出すること。

5. 道路占用許可申請書

- [1] 町道の場合は、事前に舗装復旧方法を道路管理者と協議した上で、給水工事申請時に道路占用許可申請書を**2部**提出すること。別紙(6), (7)に記入例を示す。また、赤道の場合は法定外公共物専用許可申請書を**2部**提出すること。
- [2] 国道・県道の場合は、**3部**提出となる為、添付書類を3部提出すること。なお、**許可までに1ヵ月程度必要**となることを考慮し、添付書類の不足等が起こらぬよう**事前に道路管理者へ問い合わせた上で提出すること**。また、別紙(8)の『道路占用工事（掘削）埋設物確認票』を提出すること。

6. 道路使用許可申請書

- [1] 公道の場合、事前に警察に道路使用許可申請書を提出し許可を受けること。また、その許可の写しを道路管理者へ2部、消防署へ1部提出すること。
- [2] 国道・県道の場合は許可の写しを町に1部提出すること。
- [3] 給水工事を行う場合は、地元区長に通知すること。また、交通障害を受ける付近住民に、事前に周知すること。

7. 完成及び提出書類

- [1] 給水図面
配管平面図、付近見取図、配管系統図に完成図を図示し、精算数量を記入すること。
- [2] 給水工事完成届（別紙9）
別紙（9）の『給水工事完成届』に必要事項を記入し、「工」の欄の該当項目にチェックをし、提出すること。
- [3] 工事写真
工事写真は以下のことに注意し撮影すること。
 - (1) 着工前より竣工後までの経過並びに現場付近が判明できるように撮影し、カラー写真とする。また、提出用紙は写真用紙以外へ印刷したものでよい。
 - (2) 黒板に工事名・場所・内容・施工業者名・測点等、その他参考となるものを記入し撮影の中に入れる。

(3) 撮影の主な内容 (下表)

掘削	機械・人力掘を問わず掘削深を、箱尺等の長さが判明できるものを用いて撮影する (近景及び遠景)。
管布設深度	管天より地盤まで箱尺等により撮影する。また、既設管については埋設深度や位置がわかるように撮影する。
管布設	現場付近の遠景を撮影し、管理設場所がわかるようにする。
離隔	他の構造物と水道管との離隔寸法や隣接する給水分岐箇所、継手部等からの離隔寸法がわかるように撮影する (近景及び遠景)。
穿孔	サドル分水栓の取り付け時の穿孔の様子、防食フィルムの設置、鋳鉄管穿孔時の防食コア挿入がわかるように撮影する。
埋戻し	防護砂の状況、転圧状況を撮影する。
舗装復旧状態	厚み・幅・寸法がわかるように撮影する。
耐圧試験	配水管及び宅内給水装置工事の場合は、水圧試験の写真を撮影し、水圧計の数値がはっきりとわかるようにする。
特殊箇所	伏越、上越、分岐部、曲管部、仕切弁、消火栓、末端キャップ、ドレン等の特殊箇所を撮影する。
メーターボックス	メーターボックス内の材料取り付け状況がわかるようにする。

8. 工事後の水道の開栓 (メーターの取り付け)

検査合格後、水道の開栓を必要とする場合、給水開始申込書を提出すること。また、新規メーターがφ40mm以上の場合は施工した菰野町指定給水装置工事事業者によって取り付けを行うこと。

9. 給水工事申込の流れ

